

津山市立図書館電算システム及び関連機器の賃貸借に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「津山市立図書館電算システム及び関連機器の賃貸借」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 概要

- (1) 名称 津山市立図書館電算システム及び関連機器の賃貸借
- (2) 内容 図書館システム及び関連機器の更新と保守管理
- (3) 期間 令和2年3月1日～令和7年2月28日

3. 見積上限額

- (1) システム構築費 3,300,000円(消費税10%込) 構築時支払い
- (2) 賃貸借料・保守料(月額) 1,053,536円(消費税10%込)

(1)のシステム構築費にはデータ移行金額を含むものとする。

(2)の賃貸借料・保守料はリース終了時のハードディスクのデータ滅却及び、ハードディスクの撤去費用を含むものとする。

(2)の賃貸借料・保守料は見積書作成時に金額を分けて提案すること。

提案見積は上限を超えてはならない

この金額は、契約予定額を示すものではない

4. 実施形式

公募型プロポーザル

5. スケジュール(予定)

- 令和元年 9月26日(木) : 公募開始(ホームページ及び公告板)
- 令和元年10月 2日(水) 17時: 質問提出〆切
- 令和元年10月 8日(火) : 質問回答予定(ホームページ)
- 令和元年10月15日(火) 17時: 参加申込〆切
- 令和元年10月17日(木) : 参加資格審査通知送付
- 令和元年10月23日(水) : 説明会等(予定)
- 令和元年10月31日(木) 17時: 企画提案書等の提出締切
- 令和元年11月 5日(火) : 審査(プレゼンテーション審査)
- 令和元年11月15日(金) : 審査結果通知

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団，同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税、岡山県税及び津山市税を滞納している者でないこと。
- (6) 平成25年4月1日以降に，地方自治体等から図書館システムの構築、更新、保守管理業務を受注した実績があること。
- (7) 岡山県内に本社，支社，事業所，営業所等を有すること。

6. 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第7号）により，ファクシミリで提出すること。上記以外の方法による質問は受付しない。

(2) 提出期限 令和元年10月2日（水）17時まで（必着）

(3) 提出場所 津山市立図書館のファクシミリ

FAX番号（0868）24-3529

(4) 回答方法 津山市立図書館のホームページにて公表

アドレス：<https://tsuyamalib.tvt.ne.jp/>

(5) 回答日時 令和元年10月8日（火）予定

7. 参加申込・参加承認

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は，本実施要領，要求仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解、遵守の上で，次の書類を提出すること。ただし令和元・2年度津山市指名業者登録名簿（物品・役務）に登録のある者は次の書類の内「イ・エ・オ・カ・キ・ク」の書類を省略することができることとする。

ア 参加申込書兼誓約書（様式第1号）

イ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第2号）

ウ 委任状（必要に応じて。様式第3号）

エ 法人の国税の納税証明書の写し

（令和元年8月1日以降証明分）

- オ 法人の岡山県税の納税証明書の写し
(令和元年8月1日以降証明分。岡山県で課税がある場合のみ)
- カ 法人の津山市発行の市税等納税証明書
(令和元年8月1日以降証明分。津山市で課税がある場合のみ。)
- キ 登記事項証明書(現在事項証明)の写し
(令和元年8月1日以降証明分)
- ク 財務諸表の写し(直近決算のもの)
- ケ 営業実績書(様式第4号)
- コ 会社概要書

(2) 提出期限 令和元年10月15日(火) 17時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参した
ものについては受付しない。

(4) 提出場所 津山市立図書館

〒708-8520 岡山県津山市新魚町17 アルネ・津山4階

TEL(0868)24-2919 FAX(0868)24-3529

(5) 参加承認

ファクシミリ及び郵送にて、令和元年10月18日(金)に参加の可否を送付する。

8. 説明会等(予定)

(1) 実施予定 令和元年10月23日(水)

(詳細な内容、日時等は参加承認時に通知する。)

(2) その他 応募予定事業者は必ず参加すること。欠席した場合は失格とみなす。

9. 企画提案書提出期限及び作成方法

(1) 提出期限 令和元年10月31日(木) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参した
ものについては受付しない。

(3) 提出書類

ア. 企画提案書(様式第5号) 正本1部 副本8部

(ア) A4判用紙、縦型、横書き、左綴じで作成し、ページ番号を付して添付書類を含めA4判
フラットファイルに綴じて提出すること。

(イ) 提案内容について記載すること。

(ウ) 企画提案書の内容にはシステム仕様書、システム構成図、機器仕様書、ネットワーク構
成図を含むこと。

(エ) 提案書には提案の要点をとりまとめた概要版をつけること。

イ．機能要件確認書（様式第 6 号） 正本 1 部 副本 8 部

ウ．見積書（様式第 8 号） 正本 1 部

(ア) 「津山市立図書館電算システム及び関連機器の賃貸借に係る公募型プロポーザル要求仕様書」に基づき作成すること。

(イ) 見積書に記載する令和 2 年 3 月から令和 7 年 2 月までの賃貸借料は、取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額（10%で計上）とし、「3．見積上限額」に示す見積上限金額の範囲内であること。

(ロ) 見積書には、各年度の詳細な積算内訳書（項目：機器類賃貸借料、図書館システム構築費、保守料）を添付すること。また、電算システムのコンバート費用（データ移行費用）等がかかる場合は構築費のうちに明示すること。

(ハ) 見積内容は、企画提案書と同一のものとし、相違するものは認めない。

(ニ) 見積額が「3．見積上限額」を超える場合又は本賃貸借事業の適正な履行に支障があると判断した場合は失格とする場合がある。

(4) 提出場所 津山市立図書館

〒708-8520 岡山県津山市新魚町17 アルネ・津山4階

TEL(0868)24-2919 FAX(0868)24-3529

10. 審査方法

本プロポーザルの審査は以下のとおり行う。

(1) 審査（プレゼンテーション等による最終審査）

(ア) 日程 令和元年11月5日（火）を予定

(イ) 会場 津山市立図書館

(ロ) 内容企画提案についてプレゼンテーション等を実施し、「審査基準」に基づき審査し、最優秀提案者を決定する。

11. 審査基準及び配点

本プロポーザルは別表の審査基準に基づき審査する。

12. 審査結果

審査の結果については、以下のとおり審査を受けた者に対して通知する。

(1) 通知方法 審査の結果は書面により通知する。

(2) 通知時期 令和元年11月15日（金）予定

なお、最優秀提案者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

13. 契約

最優秀提案者と、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。なお、

契約に係る協議により，最優秀提案者と契約ができない場合は，次点者と契約について協議するものとする。

14．情報公開

審査の結果については，津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）
- (2) 評価順位及び点数
- (3) 見積金額

なお，企画提案者から提出された企画提案書については，津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより，当該法人等又は当該個人の競争上の地位，財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

15．提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は，返却しない。
- (2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は，本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 企画提案書の提出は1社につき1案とする。

16．その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は，すべて参加者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後，参加を辞退する場合は，速やかに書面（任意様式）により，辞退の旨を津山市立図書館あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は，失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された，提出期限，提出場所，提出方法，書類作成の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

エ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーションを欠席した場合

カ 見積上限額を超えた見積の場合

キ 審査基準で設定する，最低基準点を下回った場合

ク 説明会を欠席した場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう）することができるものとする。

- (5) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17. 問合せ先

津山市立図書館

〒708-8520 岡山県津山市新魚町17 アルネ・津山4階

TEL(0868)24 2919 FAX(0868)24 3529

担当者：菊入・大林・有元